



WWF® for a living planet®

WWFジャパン  
(公財) 世界自然保護基金ジャパン  
Tel: 03-3769-1241 (会員係)  
Fax: 03-3769-1717  
hello@wwf.or.jp <https://www.wwf.or.jp>

## WWF ジャパン会員のしおり

2018年7月現在

このたびはWWF ジャパンにご入会いただきまして、誠にありがとうございます。

この「会員のしおり」では、下記の各種お手続き方法などを詳しくご案内しております。同封の会員証や会員規則などと共に、お手元に保管していただきますようお願い申し上げます。

1. お名前、ご住所などを変更されたいときのお手続きについて
2. 会費のお支払い方法を変更されたいときのお手続きについて
3. WWFから定期的にお送りする送付物について
4. 退会を希望されるときのお手続きについて
5. 会費の自動引き落としをご利用の方へのお知らせ
6. 領収書の送付と、税制上の優遇について

各種お手続きやお問い合わせの際には、同姓同名の方との混同などを防ぐため、**必ずお名前だけでなく、会員(サポーター)番号か、ご登録の住所をあわせてお知らせください。**

### 1. お名前・ご住所などを変更されたいときのお手続きについて

- ◎インターネットで：WWFジャパンウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp>) のトップページにある「会員の方(個人)」をクリックして、各種お手続き箇所より必要事項をご入力ください。
- ◎電話・メールで：会員係 (Tel: 03-3769-1241 / 平日 10:00~17:30 / Mail: hello@wwf.or.jp) まで、変更内容と、お名前、会員番号またはご登録の住所をお知らせください。

- ◇ ご結婚等でお名前を変更される場合は、必ず旧姓もお知らせください。
- ◇ ご住所を変更される場合で、ご家族の中に複数名の会員の方がいらっしゃる場合は、住所を変更される方全員のお名前と、それぞれの会員番号をお知らせください。
- ◇ ご連絡いただいた際に、すでに送付物やメールの発送・配信準備が完了している場合、変更前のご住所やお名前でお届けする場合がございます。郵送物が転送されない場合は、再送いたしますので、その旨お知らせください。

## 2. 会費のお支払方法を変更されたいときのお手続きについて

### ■ 「クレジットカード支払いに変えたい」「クレジットカード情報を変更したい」

◎インターネットで：WWFジャパンウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp>) のトップページにある

「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続き箇所より必要事項をご入力ください。

◎電話・メールで：会員係（Tel：03-3769-1241／平日 10:00～17:30／Mail：hello@wwf.or.jp）

まで、変更内容と、お名前、会員番号またはご登録の住所をお知らせください。

### ■ 「金融機関の口座からの自動引き落としや、郵便局での振込に変更したい」

◎会員係（Tel：03-3769-1241／平日 10:00～17:30／Mail：hello@wwf.or.jp）まで、ご希望内容をご連絡ください。専用の申し込み用紙を送付いたします。

◎郵便局での会費のお振込みは「年一括」でお支払の場合にのみ、ご利用いただけます。

### ■ 「会費額を変えたい」

郵便局でのお振込みをご利用の方は…

◎年に一度、会員期間が切れる1～2カ月前に「会員継続のご案内」を郵送いたしますので、会費種類一覧よりご希望の会費額を選び、その金額を郵便局にてお振込みください。

金融機関からの口座自動引き落としをご利用の方は…

◎会費額変更をご希望の旨を、会員係までお電話かメールにてご連絡ください。

◎会員係（Tel：03-3769-1241／平日 10:00～17:30／Mail：hello@wwf.or.jp）

クレジットカードをご利用の方は…

◎WWFジャパンウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp>) のトップページにある「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続き箇所より必要事項をご入力ください。

- ◇ 毎月、会費をお支払いいただいている方は、実際の変更は、ご連絡をいただいた後、1～3カ月後のお引き落とし分からとなります。変更時期はお申込みのタイミングにより、ご希望にそえない場合がございますので、予めご了承ください。
- ◇ 年に一度、会費をお支払いいただいている方は、実際の変更は、年に一度の会員の更新時となります。会員期限の1～2カ月前にお送りする「会員継続のご案内」に記載されている期限（ご案内が届いた月の25日）までにお手続きください。
- ◇ 会費種類や支払い方法の変更申し込み受付後、変更内容のご案内を郵送いたしますので、必ずご確認ください。なお、金融機関に対する請求を停止できる最短でのお手続きとさせていただきます。

### 3. WWFから定期的にお送りする送付物について

会員の皆さまには、下記のとおり、定期的な送付物をお届けしております。

送付物	一般会員	ユース会員	ジュニア会員
会員継続のご案内	会員期限が来る1～2カ月前にお届けします		
定期刊行物	会報『地球のこと』を年4回お届けします (春・夏・秋・冬号) ※うち2回はパンダショップカタログを同封		『パンダニュース』を 年4回お届けします (立春・立夏・立秋・立冬号)
領収書	1年分の領収書を翌年1月末にお届けします		

#### ■送付物の停止をご希望の際は・・・

「会員継続のご案内」を除き、送付を停止することが可能です。送付物をご家族で重複しているなど、ご不要の場合には、下記にてお手続きください。

◎電話・メールで：会員係 (Tel: 03-3769-1241 / 平日 10:00～17:30 / Mail: hello@wwf.or.jp)

まで、変更内容と、お名前、会員番号またはご登録の住所をお知らせください。

### 4. 退会を希望されるときのお手続きについて

退会を希望される方は、下記をご確認の上、会員係までご連絡ください。

→ 会員係 (Tel: 03-3769-1241 / 平日 10:00～17:30 / Mail: hello@wwf.or.jp)

なお、ご本人からのご連絡であることを確認する必要がありますので、お手数ですが次の情報をあわせてお知らせください。

①お名前 ②会員番号 (おわかりの場合のみ) ③登録住所 ④ご連絡先の電話番号

#### ■毎月会費をお支払いいただいている方は・・・

退会のご希望は随時、受け付けております。ご連絡をいただいた後、最も早い次の回の会費引き落としを停止し、その時点をもって退会とさせていただきます。

◇ すでにクレジットカード会社や金融機関からの引き落としが確定している会費については、金融機関に対する請求を停止することができませんので、ご注意ください。

#### ■会費を年一括でお支払いいただいている方は・・・

ご退会希望のご連絡をいただいた後、次に迎える会員期限の終了時をもって退会を完了とさせていただきます。(会員期限が切れる1～2カ月前に郵送でお届けする「会員継続のご案内」に記された期限内(ご案内が届いた月の25日まで)に会員係までご連絡いただくと、現在の会員期限内の退会となります。)

退会のお手続きは、次ページへ続く→

- ◇ 1年間だけの会員登録を希望される場合も、上記期限内に必ず退会のご連絡をお願いいたします。口座引き落としやクレジットカードで会費をお支払いの場合、期限が過ぎてしまいますと、次年の会費の引き落としが確定してしまい、ご返金ができなくなります。予めご了承ください。
- ◇ 上記の期限が過ぎ、すでにクレジットカード会社や金融機関からの引き落としが確定している会費については、金融機関に対する請求を停止することができませんので、ご注意ください。

## 5. 会費の自動引き落としをご利用の方へのお知らせ

### ■初回の引き落とし時期について

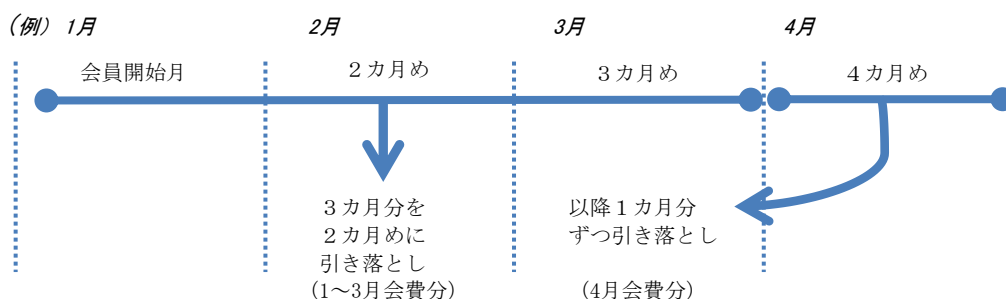
◎金融機関の口座引き落としをご利用の場合は、会員開始月の翌月（2カ月め）となります。

◎クレジットカードをご利用の場合は、カード会社によって異なりますので、ご契約のカード会社にお問い合わせください。

### ■月々会費を選択された方へのご注意

クレジットカード会社や金融機関で手続きに時間がかかるため、会員開始月から経過した月数（通常3カ月分）を、初回引き落としの際にまとめてご請求させていただきます（下図参照）。

初回の引き落とし額が、ご希望の会費額の3カ月分となりますが、重複ではありませんのでご安心ください。なお、2回目の引き落とし（通常、3カ月めに引き落とし）以降は毎月1カ月分の額の引き落としとなります。



※会費は充当する会員期間の前月納入となっております。（個人会員規則：第5条3項をご参照ください）

## 6. 領収書の送付と、税制上の優遇について

### ■領収書の送付

- ◎一年間にお寄せいただいた支援金（会費・寄付総額）の領収書を、翌年1月下旬に、一斉に発行しています。
- ◎これまでに当会へ領収書がご不要とご連絡をいただいた方、またはホームページからの入会や寄付のお申込みの際に「領収書不要」を選択いただいた方へは、領収書は発行されません。
- ◎領収書をご入用になった場合には、随時、個別発行ならびに「領収書不要」登録の解除を承りますので、会員係までご連絡ください。  
→ 会員係（Tel：03-3769-1241／平日 10:00～17:30／Mail：hello@wwf.or.jp）

### ■税制上の優遇措置

WWF ジャパンは特定公益増進法人の認可を受けています。当会への支援金（会費・寄付）は、下記のような税法上の優遇措置の対象となります。控除を受けるには、いずれも当会発行の領収書を添えて申告をしてください。

#### 【所得税】

他団体への支援も含め、1年間で2,000円を超える金額が、課税所得から控除されます（寄付金控除）。控除を受ける場合には確定申告が必要です。詳しくは、国税庁のホームページ、またはお近くの税務署や税務相談室へ問い合わせください。

#### 【住民税】

都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金が個人住民税の軽減措置（寄付金控除）の対象となります。全国一律ではありませんので、詳しくはお住いの都道府県・市区町村へお問い合わせください。

#### ◆各種お手続きはインターネットが便利です！

WWF ジャパン公式ウェブサイト <https://www.wwf.or.jp/>

トップページの「会員の方(個人)」をクリックして、各種お手続きのページへお進みください

#### ◆ご連絡・お問い合わせ先

WWF ジャパン 会員係

Tel：03-3769-1241（平日10:00～17:30）／ Mail：hello@wwf.or.jp

**WWFと、世界の自然保護を、どうぞよろしく願いいたします。**

